

## 若年層に焦点をあて、全ての号俸で給与改定

県人事委員会  
23年度勧告・報告

ボーナスは0.1月アップで4.50月へ  
しかし、物価高騰には追い付かず



10月2日、広島県の人事委員会は、知事と県議会議長に対して、月例給について、民間給与との較差 3711 円 (0.98%) を解消するため、給料月額引き上げ及び 特別給の年間支給月数を 0.1 月分引き上げ、4.50 月とする等の給与勧告を行いました。引き上げ分は期末手当と勤勉手当均等に配分となります。また、再任用職員は 0.05 月の引き上げになります (期末手当と勤勉手当均等に配分)。1997 年以來の高水準の俸給表の改定物価となりましたが、物価高騰に追いつかない額で納得できるものではありません。全教広島は、9月14日と29日の2回にわたって県人事委員会との協議・要請を行い、「学校現場を励ます勧告・報告」を要請しました。

### 【23人事委員会勧告主なポイント】

#### ① 月例給の改定

民間給与との較差 3711 円 (0.98%) を解消するため、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定。

#### ② 特別給 (ボーナス) の年間支給月数

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を 0.1 月分引き上げ (4.40 月→4.50 月)。引上げ分は勤勉手当と期末手当に均等配分。再任用職員は、0.05 月の改定。

#### ③ 高齢層職員に昇級制見直し

国や他の県と均衡を図る観点から、55 歳からの昇給停止導入が必要。

#### ④ 暫定再任用職員の処遇改善

本県における勤務実態を踏まえた上で、水準調整することが適当

#### ⑤ 会計年度任用職員の期末手当

来年度から、会計年度任用職員に勤勉手当支給が可能となることから人事評価制度の見直しが必要。遡及改訂 (4月に遡って支給) については今後の課題。

#### ⑥ 査定昇級の分布率の見直し

査定昇級の分布率を国基準に準じて改定の必要。

#### ⑦ 在宅勤務制度の新設

国や他の都道府県の動向等も踏まえ、関係法令改正後、適切に対応できるよう、導入に向けて所要の検討を進めていくことが必要。

■勧告の取り扱いについて、物価上昇に対応できる賃金引き上げを公約どおり実現することを強く求めるものです。

■「55歳からの昇給停止導入」県内の高齢層教職員 2000人にも影響が及びます。あくまで、昇給停止反対を要請します。

### 時間外勤務の縮減等

報告では、「教員の長時間労働が課題」については、学校の働き方改革は未だ道半ばであることから、より一層実効性のあるものにするために、令和5年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定したところであり、教員の負担をより一層軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と連携を図り、教育職場の実情を踏まえた支援を着実に進めていく必要がある。としました。

全教広島は、2回にわたって人事委員会との協議・要請を続けてきました。その中で、「学校現場はすでに限界である」ことを訴え、人員増含むより具体的な報告を求めてきました。今後は当局である県・教育委員会との交渉で要求の実現をめざします。

### 【県教委交渉】

① 第1回 11月9日 ②最終 11月30日

「賃金労働条件改善」団体署名を集め要求実現を(裏面)

【2023年秋】

湯崎 英彦 様  
広島県教育委員会  
教育長 平川 理恵 様

## 賃金・労働条件改善要求 職場団体署名

### 教職員の賃金・労働条件改善を求める重点要求

- (1) 感染拡大が広がる中、「新型コロナウイルス感染症」にかかわっての子どもと教職員の健康・安心・安全を最優先にした対策の実現にむけて努力すること。
- (2) 給与改定にあたっては、物価高騰や学校現場で奮闘する教職員の実態を考慮し、若年層のみでなく、すべての世代にわたる賃金の底上げとなる給料表の改定を行うこと。
- (3) 職場で奮闘する教職員の実態を考慮し、ボーナス（一時金）の引き上げを行うこと。引き上げは「期末手当」に充てること。
- (4) 再任用職員の賃金およびボーナス（一時金）を大幅に引き上げること。また、生計費を補完する手当（住居手当、扶養手当等）を支給すること。
- (5) 年度途中で法改正で給与が改定される場合、会計年度任用職員（非常勤職員）も常勤職員と同様、4月にさかのぼって適用すること。
- (6) 「教職員の働き方改革」においては、客観的な勤務時間把握を徹底し、より具体的な勤務環境・労働条件の改善策を講じること。また、その実現のためにも学校現場の実態に応じた人員確保を行うこと。
- (7) 臨時教職員の病気休暇や介護休暇取得にかかわる代員措置を制度化すること。当面定員内臨時採用者については、早急に代員措置を制度化すること。
- (8) 高齢層職員の昇給抑制措置を行わないこと。
- (9) 65歳定年まで働き続けられる職場環境の整備を行うこと。また、賃金水準に見合った職務内容にするため、授業時数の軽減等の対策を講じること。
- (10) すべての小・中・高等学校で35人以下学級を早期に実現し、「20人以下学級」を展望した少人数学級をすすめるよう国に要請すること。当面、国の措置を前倒しして、広島県独自措置で小学校・中学校の全学年に35人以下学級を拡充すること。
- (11) 「ICT教育の推進」に関わっては、プログラミング教育や各小中学校へのタブレットへの対応・オンライン授業等で教職員への新たな負担が生じないよう、ICT加配教員等の全校配置も含めて条件整備をすすめること。
- (12) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正による「一年単位の变形労働時間制」については、広島県ではこの制度を導入しないこと。
- (13) 定員内臨時教職員の多さを解消するとともに、必要な教職員が期日までに措置できないなどの「教育に穴が空く」という現状を早急に打開すること。
- (14) 「女性活躍及び両立支援プログラム」に基づいて、子育てと仕事の両立しやすい職場環境を整備すること。また、男性教職員の育児関連休暇の取得促進を図ること。

●すべての職場（分会）からの団体署名を集めきりましょう！

●〆切 1次 11月10日 最終 11月28日